



福祉援護センター（かがみ田苑）の 今後のあり方について～提言～

「福祉援護センター」の今後のあり方について、学識経験者や地域における障害福祉に関する関係者等と意見交換を行うことを目的として「福祉援護センターのあり方に関する懇話会」を設置し、令和3年度から令和5年度の3年間にかけて意見交換を行ってきました。

これまで懇話会では、福祉援護センターの利用者の状況や市内の他の民間事業所の状況をはじめ、福祉援護センター職員へのアンケート調査結果や利用者及び家族等へのアンケート調査結果なども踏まえながら、様々な角度から意見交換を進めてきましたが、令和7年度の次期指定管理者の選考を前に、懇話会としての意見を提言として取りまとめました。

本提言が次期指定管理の仕様書や募集要項の作成、選考を行ううえでの参考としてご活用いただけましたら幸甚に存じます。

また、福祉援護センターが市立の施設として**他の民間事業所の模範となり、**先駆的、中核的な役割を担うとともに、**地域のニーズに応え、**横須賀市における障害福祉サービスの向上と発展に寄与されることを祈念しております。

令和6年（2024年）3月

岸川委員回答

福祉援護センターのあり方に関する懇話会

1 次期指定管理の選考について

(1) 選定方法

従来と同様に「公募」とし、広く事業者を募ることが求められます。

懇話会における意見等

- ・従来の観点（①支援の専門性の向上、②多様な事業者の参入を促すことにより多角的な視点からサービスの質を高める、③現指定管理者においても原点に立ち返り新たな提案をしてもらう）と同様に「公募」という形で行う必要がある。
- ・広く「公募」して選考する形がよい。
- ・選定方法については議論する必要もなく、「公募」という形で色々な事業所や法人に応募してもらえるような中身にすることが大切。

岸川委員回答

【参考】『公の施設の指定管理制度に関する指針』～抜粋～

(1) 指定管理者の募集

ア 原則として公募するものとする。ただし、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとする。この場合も、公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする。

・ 公募を行わない施設

- ① 施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設
- ② 施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設

(2) 指定管理期間

市の指定管理制度の指針に基づき、「5年間」が妥当と考えられます。

懇話会における意見等

- ・市で決められた基準に則って行うべき。
- ・他の指定管理施設も大抵が5年間である。
- ・10年間としている他の指定管理施設は、医療機関などの個別の事情を勘案する施設となっている。
- ・概ね5年という期間が妥当と考えられる。

【参考】『公の施設の指定管理制度に関する指針』～抜粋～

(2) 指定管理者の指定期間

サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、5年を標準に適切な期間を個別に設定することができるものとする。

・ 個別に検討が必要となる施設の例

- ① 医療施設等、利用者への継続的なサービスの提供及び人材確保の観点から期間の長期化が望ましい施設
- ② 期間を長期化することにより、指定管理者による大規模な設備投資が期待できる施設

2 「生活介護事業」について

(1) 基本的なコンセプト

市立の施設としてのセーフティネットの役割、専門性の高いアセスメント能力、医療的ケア児や強度行動障害等に配慮した専門的な人員配置が求められます。

岸川委員回答

懇話会における意見等

- ・市立施設として、民間の事業所では受入れが困難な方の受け皿としての機能や支援学校生徒の進路先としての受け皿として、今後もセーフティネットとしての役割が求められる。
- ・利用者への専門性の高いアセスメントを行うとともに、次の移行先へつなげるための他の事業所等とも密な連携が求められる。
- ・利用期間の6年間を見据えた支援計画の作成や地域移行を推進するための役割を明確化したうえでの専門的な人員配置が求められる。
- ・医療的ケア児の受入れや支援にあたっては、看護師などの手厚い人員配置に加え、喀痰吸引研修の受講なども職員配置の要件として検討する必要がある。
- ・強度行動障害など特別な支援が必要な利用者に対して、専門的な機関との連携を図り、その背景にある事柄にも目を向けて支援調整を図り、課題となる行動の削減に努める必要がある。

海原委員回答

(2) 利用定員

現状維持の「40人」とし、一定数は強度行動障害者の受入れ枠として確保したうえで地域移行を推進するための専門的な支援を行うことが求められます。

懇話会における意見等

- ・市内の他の民間事業所の状況や次期指定管理者を広く募る観点などを踏まえると、定員については現状の40人を維持しつつ、次期指定管理期間中に定員の増減が必要な状況が生じた場合には見直しを行う。
- ・定員40人のうち、一定数は強度行動障害者の受入れ枠として確保したうえで、特に専門的な支援を行うことが求められる。

(3) 利用期間

現状と同様に「6年間」を基本とし、利用者の個別の状況等に応じて対応することが望ましいと考えられます。

懇話会における意見等

- ・利用者等へのアンケート調査結果でも6年間が妥当という意見が多い。
- ・市立施設として、順番に機会が与えられるという公平性の観点から期限は必要と考えられる。
- ・通過型、有期限という公正性を確保することを基盤としながら、専門的な支援を行い、次につなげる準備期間という位置づけができればよい。が、そのためには他施設との緊密な連携を図る必要がある。
- ・利用期間については6年間を目安の期間として、利用者の個別の事情や状況に応じた判断を行うことが望ましい。

海原委員回答

(4) 利用時間

現状維持（午前9時から午後7時まで）が妥当と考えられます。

懇話会における意見等

- ・現行の「日中一時支援事業」を継続して実施することを前提とする中では、「生活介護事業」の利用時間についても現状維持でよいと思う。

3 「相談支援事業」について

(1) 基本的なコンセプト

通過型施設としての専門的なアセスメント、他の民間事業所等との密な連携、市立の施設として支援を必要とする人のニーズ需要をカバーするための手厚い人員体制が求められます。

岸川委員回答

懇話会における意見等

- ・通過型施設として地域移行を前提とした利用者へのコーディネーター的な機能を担う役割がある。
- ・専門的なアセスメントが求められる中で、他の民間事業所や関係機関との密な連携や支援、相談体制が求められる。
- ・市内の他の民間事業所や障害者相談サポートセンターが許容オーバーの状況を踏まえると、市立の施設として手厚い人員体制が求められる。

4 「日中一時支援事業」について

(1) 基本的なコンセプト

市立施設として今後も継続して実施すべき事業と考えられます。

懇話会における意見等

- ・日中一時支援のニーズは高いと思うし、市内の他の民間事業所の状況を踏まえると、市立施設としても継続して実施すべき事業と考えられる。
- ・日中一時支援を止めるという選択肢はなく、継続すべきと考えられる。
- ・支援学校の卒業生も利用しているが、更にできるのであれば増やしてもらいたい。
- ・家族等のニーズや福祉援護センターの立地条件を踏まえると、送迎も含めた受入れ体制の拡充が求められる。

5 今後の事業展開について

(1) 新規実施事業

今後、新たに実施する事業については、福祉援護センターに求められる役割や位置づけが明確化された段階で具体的な事業等を検討することが求められます。

懇話会における意見等

- ・「就労継続支援B型事業」については、市内の民間事業者が充足している状況を踏まえ市立の施設としての役割を終えている。
- ・「就労定着支援事業」については、契約者数の減少と就労援助センターなどでも役割を担うことができるということであれば移行していくという方向性で良いのではないか。
- ・今後は生活介護事業に重点を置き、市立の施設としては民間事業者が担うことが難しい事業を担うことが求められる。
- ・地域生活支援拠点等の面的整備としての役割（**宿泊を伴うことも視野に入れた緊急時の受け入れ等**）を担うことが期待されている。
- ・市立施設として、一般の法人ができない第一種福祉事業（利用者の保護を行う施設）を行ったほうが良いのではないか。
- ・大学や専門学校のような専攻科（モラトリウムセンター）といった先駆的な事業を行ってみてはどうか。
- ・訓練や体験の場という役割も求められている。
- ・地域生活支援拠点を自主事業で実施するのか、次期指定管理期間の中で実施するのかを考えていく必要がある。
- ・新規事業の前に、かがみ田苑の目的、コンセプト、方向性が明確化され、それを理解したうえで事業展開できる事業者に応募してもらうことが一番大事である。

海原委員回答

(2) 送迎サービス体制の充実

立地条件や利用者の利便性等に配慮した**送迎体制の確保**が求められます。

懇話会における意見等

- ・利用者が事業所を選択するうえで送迎の有無が大きな判断材料となっている。
- ・送迎を行うための体制や人員をどう整備していくのかということを考えていく必要がある。

- ・福祉援護センターの立地条件と合わせて送迎（移動支援）のあり方を合わせて検討することが求められる。

6 業務の引継ぎについて

(1) 業務の引継ぎ

選考により受託者が変更となった場合には、利用者の支援の継続性に配慮した「丁寧な業務の引継ぎ」が求められます。

懇話会における意見等

- ・利用者等へのアンケート調査では、指定管理者が変わらないほうがよいという意見もあるが、支援者が変わることによる不安によるものだと思う。
- ・公募により指定管理者が変わる可能性があるため、引継ぎについて明確にしておいたほうがよい。
- ・引継ぎ業務に要する予算措置については、引継ぎの3か月程度、新旧2つの事業者の人員費が必要になることが考えられる。
- ・特に強度行動障害を呈する有する利用者には、支援の継続性の観点から慎重かつ丁寧な対応が求められる。

海原委員回答

福祉援護センターのあり方に関する懇話会
【事務局】横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
TEL : (046) 822-8244
FAX : (046) 822-2411